

第29号答申

第1 審査会の結論

- 1 長野県公安委員会に対して申し立てた次の2件について 長野県公安委員会が協議した公安委員会会議録等
 - (1) 教習所のテキストに関する申し立てについて
 - (2) 更新時講習に交付を受けた資料等に関する申し立てについて
- 2 前記申し立てに関する調査等の記録

(以下「本件公文書」という。)については、これを管理しておらず公開しないこととした長野県公安委員会(以下「実施機関」という。)の処分は妥当である。

第2 異議申し立ての経過

- 1 異議申し立人は、平成14年11月20日付けで本件公文書の公開請求を長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づいて行った。
- 2 実施機関は、この請求に対し、平成14年12月2日付けで本件公文書を管理していないとする公文書不存在の決定を行った。
- 3 異議申し立人は、この決定に対し、平成14年12月6日付けで本件公文書の全部公開を求める旨の異議申し立てを行った。

第3 異議申し立人の主張の要旨

異議申し立人が意見書及び意見陳述で主張した内容の要旨は、次とおりである。

1 公安委員会あての意見・要望の処理について

公安委員会あての意見・要望の処理は、実施機関が独立性をもって中立公正な処理をしなければならないものであり、警察本部で集約し、実質的に処理されるとすれば、公安委員会に対する権限の侵害で、独立性及び中立性を侵すものである。

これは公安委員会の権限及び職務の放棄であり、公安委員会が機能していないことに等しいものである。

意見・要望は、組織的かつ適正に処理していると実施機関は主張しているが、このことを公文書の公開により確認したい。

2 公安委員会会議録等について

実施機関へ申し立てた教習所のテキストに関する申立て及び更新時講習に交付を受けた資料等に関する申立てについては、法令に基づき公安委員会が事務をつかさどる免許行政に係るものであり、道路交通法及び政令と相違する部分について訂正を求めたもので、実施機関の会議において判断し意思決定を要するものである。

実施機関では、この申立てを会議の議題とするか、処理方針を協議をしなければならず、会議録等は存在するはずである。

また、申立てについて、起案文書により個別決裁を受けて処理していると実施機関は主張するが、この起案文書は実施機関の書記が作成するもので、実施機関の公文書であり、保存期間も長期間のはずである。

3 申立てに関する調査等の記録について

申立てに関する調査等の記録は、実施機関への報告文書であって、個別決裁の起案文書に添付されるはずであり、起案文書と一体となって構成される実施機関の公文書であり、保存期間も長期間のはずである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び意見陳述で主張した内容は、次のとおりである。

1 公安委員会あての意見・要望の処理について

警察法に規定する苦情以外の意見・要望を受理した場合の事務処理方法については、法令等に明文の規定はないが、当該意見・要望は警察運営に役立つことから、実施機関の主体的な判断により組織的かつ適正に処理している。

具体的には、意見・要望は警察本部長に集約し、警察本部長の指揮下で事実関係の調査・研究等を行い、その結果を踏まえた措置について、公安委員に個別に説明し決裁（以下「個別決裁」という。）を受けている。

2 公安委員会会議録等について

- (1) 公安委員会が職権を行使するには、各公安委員が一堂に会して会議を開き、その議決によることを要するものであり、この会議内容の記録が公安委員会会議録である。

他方、案件によっては、会議の議題とせず、各委員に個別説明を行い、その個別説明における合意を全体の合意として取り付け、起案文書により個別決裁を受けているものがあり、この場合、公安委員会会議そのものが存在しないため、会議録も作成されない。

- (2) 今回の異議申立人の申立ての内容は、警察法に規定する苦情に当たらないと判断し会議の議題とせず、個別決裁として処理した。

このため、公安委員会会議は開催されておらず、会議録も作成していない。

また、個別決裁の起案文書に添付された関係文書は、長野県公安委員会の文書取扱いに関する規程第10条第1項第4号に規定する公安委員会が自ら管理することとした文書として、保存期間は文書回答後1年未満と定められており、平成14年2月18日、異議申立人に対して「申立てに対する回答について」の文書を手渡したことから、既に廃棄となっている。

3 申立てに関する調査等の記録について

申立てに関する調査等の記録は、公安委員会あてに申し立てられた意見・要望について警察本部長が調査・研究等を行い、その結果を踏まえた措置が記録された文書である。

長野県公安委員会の文書取扱いに関する規程第10条第1項第4号に規定する公安委員会が自ら管理することとした文書として、保存期間は文書回答後1年未満と定められており、平成14年2月18日、異議申立人に対して「申立てに対する回答について」の文書を手渡したことから、既に廃棄となっている。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たり、条例の目的に従い、公文書の公開を求める権利が十分尊重されるように配慮するとともに、異議申立人及び実施機関双方に対して文書及び口頭による主張の機会を与え、公正な審査に努めた。

1 公安委員会あての意見・要望の処理について

警察法に規定する苦情以外の公安委員会に対する県民からの意見・要望の処理に当たっては、公安委員会の運営を効率的・合理的に行わなければならないことから、公安委員会会議の議題とせず、各委員に個別説明を行い、その個別説明における合意を全体の実質的な合意として取り付け、起案文書により個別決裁を受けて事務処理が行われていることを確認した。

2 公安委員会会議録等について

公安委員会の会議方法については、長野県公安委員会運営規則に規定され、これによると公安委員会が職権を行使するには、各公安委員が一堂に会して会議を開き、その議決によることを要するものであり、この会議内容の記録が公安委員会会議録である。

他方、案件の内容によっては、会議の議題とせず、各委員に個別説明を行いその個別説明における合意を全体の実質的な合意として取り付け、起案文書により個別決裁を受けている場合があることを確認した。

本件申立ての内容をみると、警察法に規定する警察職員の職務に関するものでない以上、実施機関で苦情に当たらないと判断したことは、不適切な取扱いであったとは考えない。

したがって、異議申立人の申立ての処理について、起案文書により個別決裁を受けて処理したことにより公安委員会会議録は作成されていないという実施機関の主張に特別不合理な点は認められない。

また、実施機関は「起案文書に添付された関係文書は、長野県公安委員会の文書取扱いに関する規程第10条第1項第4号に規定する公安委員会が自ら管理することとした文書として、保存期間は文書回答後1年未満と定められており、平成14年2月18日、異議申立人に対して「申立てに対する回答について」の文書を手渡したことから、既に廃棄となっている。」と主張している。

一般論としては、申立てに対処するための関係文書を文書回答後に短期間で廃棄したという処理が適切であるかどうか疑問がないわけではないが、この処理は、長野県公安委員会の文書取扱いに関する規程に基づき処理されており、起案文書に添付された関係文書は存在しないとする実施機関の主張・運用に特別不当な点があったとまでは認められない。

3 申立てに関する調査等の記録について

一般論としては、申立てに対処するための調査等の記録を文書回答後に短期間で廃棄したという処理が適切であるかどうか疑問がないわけではないが、この処理は、長野県公安委員会の文書取扱いに関する規程に基づき処理されており、申立てに関する調査等の記録は存在しないとする実施機関の主張・運用に特別不当な点があったとまでは認められない。

よって、冒頭第1の結論に達したものである。

第6 附帯意見

本県の情報公開制度においては、公開請求があった文書が文書規程による保存期間の経過により廃棄されるなど存在しない場合には、公文書不存決定の手続を行うこととされている。

しかしながら、異議申立人は、実施機関あての意見・要望は実施機関において処理されず、補佐機関である警察本部が集約し実質的に処理しているのではないかとの疑念から、本件公文書の公開を求めたものと当審査会は受けとめた。

実施機関に対する申立ての内容については、申立人に対し警察法に規定する苦情なのか、それ以外の意見・要望なのかをできる限り早い時点から明確にすることが望まれる。

公安委員会は、申立てに関する処理手続をより透明化するとともに、適切

・公平に処理している実態を可能な限り明らかにすることが一層県民の信頼に
応えるものと当審査会は考えるので、公安委員会制度に期待されているこ
れらの要請を踏まえた対処をされるよう希望する。

第7 審査経過

平成15年1月 8日 諮問
1月17日 審査会において諮問内容説明
3月25日 実施機関から提出された理由説明書及び異議申立
人から提出された意見書説明
5月26日 審議、実施機関からの意見聴取
6月18日 審議
7月25日 審議、異議申立人からの意見聴取
8月20日 審議
9月22日 審議
調査審議終結